

京都市告示第435号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和5年11月20日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
今田 有哉	バンブー整骨院にしがも	北区大宮北椿原町30-2	令和5年10月1日
田邊 明	あきら整骨院	山科区御陵四丁野町44-11 洛東ビル201	令和5年10月19日
小山 幸二	ゆずの手鍼灸マッサージ院	南区久世上久世町820-2	令和5年9月1日
中坪 和	ゆずの手鍼灸マッサージ院	南区久世上久世町820-2	令和5年10月9日
山下 広美	フレアス在宅マッサージ 京都伏見区施術所	伏見区深草ヲカヤ町33-4	令和5年9月23日
植松 豊	リライフマッサージ治療院	伏見区深草西浦町6-74 Deft深草1階	令和5年10月10日
長野 浩之	フレアス在宅マッサージ 吹田	大阪府吹田市垂水町3-2-1 ONKビル202号室	令和5年9月1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)